

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	令和4年3月10日
<b>【会社名】</b>	M U F Gセキュリティーズ E M E A ・ピーエルシー (MUFG Securities EMEA plc)
<b>【代表者の役職氏名】</b>	チーフ・フィナンシャル・オフィサー クリス・カイル (Chris Kyle, Chief Financial Officer)
<b>【本店の所在の場所】</b>	英国ロンドン市ロープメーカー・ストリート25 ロープメーカー・プレイス EC2Y 9AJ (Ropemaker Place, 25 Ropemaker Street, London EC2Y 9AJ, England)
<b>【代理人の氏名又は名称】</b>	弁護士 藤田 元康
<b>【代理人の住所又は所在地】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレータース
<b>【電話番号】</b>	03 (6212) 1200
<b>【事務連絡者氏名】</b>	弁護士 宮下 公輔
<b>【連絡場所】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレータース
<b>【電話番号】</b>	03 (6212) 1200
<b>【届出の対象とした売出有価証券の種類】</b>	社債
<b>【届出の対象とした売出金額】</b>	50億円(予定)
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当なし
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和4年3月1日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、一定の場合に、発行会社に対して、キープウェル契約に基づき本社債の支払債務の履行に十分な資金を提供することを約している株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよび株式会社三菱UFJ銀行が令和4年3月3日に臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、「第四部 提出会社の保証会社等の情報」に関する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第四部 提出会社の保証会社等の情報

第2 保証会社以外の会社の情報

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

< 訂正前 >

#### 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

(1) 当該会社が提出した書類

< 中 略 >

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日 ( 令和 4 年 3 月 1 日 ) までに、

臨時報告書を令和 3 年 7 月 1 日に関東財務局長に提出

( 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくもの )

< 中 略 >

#### 株式会社三菱UFJ銀行

(1) 当該会社が提出した書類

< 中 略 >

臨時報告書

該当事項なし

< 後 略 >

< 訂正後 >

#### 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

(1) 当該会社が提出した書類

< 中 略 >

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日 ( 令和 4 年 3 月 10 日 ) までに、

臨時報告書を令和 3 年 7 月 1 日に関東財務局長に提出

( 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくもの )

臨時報告書を令和 4 年 3 月 3 日に関東財務局長に提出

( 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づくもの )

< 中 略 >

#### 株式会社三菱UFJ銀行

(1) 当該会社が提出した書類

< 中 略 >

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(令和4年3月10日)までに、  
臨時報告書を令和4年3月3日に関東財務局長に提出  
(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基  
づくもの)

<後 略>